

川崎市市制 100 周年記念事業ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、川崎市市制 100 周年記念事業ロゴマーク（以下「100周年ロゴ」という。）を使用する場合における必要事項を定めることを目的とする。

(100周年ロゴ)

第2条 100周年ロゴの形状及び色彩は、別に定める「市制 100 周年記念事業ロゴマークデザインマニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

- 2 100周年ロゴは川崎市ブランドメッセージのロゴと組み合わせて使用することを原則とする。
- 3 川崎市ブランドメッセージの単独使用にあたっては、川崎市ブランドメッセージ使用要領に従うものとする。

(使用基準)

第3条 100周年ロゴは、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができる。

- (1) 川崎市市制 100 周年又は川崎市市制 100 周年記念事業の PR をするために使用する場合
- (2) 川崎市市制 100 周年又は川崎市市制 100 周年記念事業への賛同や応援の意思を表明するために使用する場合
- (3) 川崎市市制 100 周年記念事業の実施にあたり使用する場合

(使用できない場合)

第4条 前条の使用基準にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、100周年ロゴは使用できないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められるとき
- (2) 川崎市や市制 100 周年記念事業の信用又は品位を害するものと認められるとき
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関しているとき
- (4) 特定の個人又は団体の営利もしくは宣伝のみを目的とするとき
- (5) 消費者の利益を害すると認められるとき
- (6) その他川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会会長（以下「会長」という。）が不適当と認めるとき

(使用の届出等)

第5条 第3条の基準を満たし、かつ第4条に該当しない場合で、100周年ロゴを使用しよ

うとする者は、あらかじめ会長に対して事前に次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を届け出ることで使用できるものとする。

- (1) 使用目的
- (2) 使用方法（使用見本を添付のこと）
- (3) 使用場所及び製作数量
- (4) 使用期間
- (5) 届出者の事業概要（設立目的、構成者、事業概要）

2 前項の規定による届出について、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定は適用しない。

- (1) 「川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会参画団体主催事業の登録に関する取扱要領」又は「川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会パートナー主催事業に関する実施要綱」に基づいて登録された事業に使用する場合
- (2) 川崎市又は川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する場合
- (3) 川崎市又は実行委員会が共催、後援する事業において実施団体が使用する場合
- (4) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (5) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (6) 個人が個人の目的で使用する場合
- (7) 川崎市又は実行委員会が適当と認める場合

（使用期間）

第6条 100 周年ロゴを使用できる期間は、原則令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、前条第 1 項に規定する届出については、届け出た使用開始日から、前条第 2 項第 1 号に規定する登録がされたものについては、登録された日から使用できるものとする。

（使用者の公表）

第7条 第 5 条第 1 項に規定する届出を受理した場合又は同条第 2 項第 1 号に規定する登録がされた場合は、その使用者名、使用状況や結果を、川崎市市制 100 周年記念事業公式ウェブサイトや川崎市ホームページ、市制 100 周年に際し作成する記念誌等の広報物に掲載するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 100 周年ロゴを使用する者（以下「使用者」という。）は、100 周年ロゴの使用を届け出したことによって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(使用上の遵守事項)

- 第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 第2条のマニュアルを遵守し、本来の意匠との同一性を損なわないようにすること。
 - (2) 第5条第1項により届け出をした内容、又は同条第2項により登録された事業に限って使用すること。
 - (3) 会長が必要に応じて行う照会等に応じること。

(使用料)

第10条 100周年ロゴの使用料は、無償とする。

(権利設定の禁止等)

- 第11条 使用者は、100周年ロゴについて、商標法による商標登録、意匠法による意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。
- 2 使用者又は使用者が100周年ロゴを使用して製作した製作物等について川崎市又は実行委員会が推奨を行うものではない。

(使用者の違反等に対する取扱い)

- 第12条 会長は、使用者が、この規程に違反したときは、100周年ロゴの使用に係る必要な助言・指導又はその使用の中止を求めることができる。
- 2 使用の中止を求められた使用者は、直ちに中止に応じなければならない。また、100周年ロゴを使用した物品等を使用することはできない。なお、使用の中止により使用者に生じる経費は、中止を求められた使用者が負担するものとする。
- 3 使用の中止により、第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

(紛争の解決)

第13条 使用者は、第5条第1項に基づく使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、速やかに事故の責任と費用負担において解決するものとし、実行委員会及び川崎市は一切の責任を負わないものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第14条 100周年ロゴを使用した使用者の物品の安全性、品質等については、全て使用者が責任を負い、実行委員会及び川崎市は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第15条 使用者が 100周年ロゴの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合、実行委員会及び川崎市は損害賠償、損害補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、100周年ロゴの使用に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和5年5月31日から施行する。

附則

この改正規程は、令和5年9月1日から施行する。